



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

故三輪敏博さんの労災認定支援を訴え!!

第36回 トヨタ総行動



裁判支援を訴える三輪香織さん

第36回トヨタ総行動（愛労連などの実行委員会が主催）が、2月11日豊田市の山ノ手公園で、労働者と市民約1000名が集まって行われました。

集会では、トヨタの下請け(株)T・S・C（救急車の防振ベッドやプリウスの試作車を製作する会社）で、一ヶ月当たり100時間を超える時間外労働を強いられて過労死した、三輪敏博さんの労災認定を求める、妻の香織さんらが壇上から訴えました。

夫の長時間労働の実態や、3・11東日本大震災後トヨタカレンダーの変更などで生活のリズムが崩れて混乱状況になったこと、遠距離通勤だったこと、裁判への支援要請などを短時間で分かりやすくまとめた発言は、多くの聴衆の心に届きました。

集会の後、「トヨタは社会的責任を果たせ」「内部留保で賃上げをせよ」「下請け単価を上げよ」などとシュプレヒコールをしながら、トヨタ自動車の本社までデモ行進をしました。

NPO愛知健康センターからも、代表者が参加しました。

（鈴木 明男 記）

鳥居裁判

勝利確定！

鳥居建仁先生の公務災害認定を求める会 事務局長 杉林 信由紀

2015年3月2日午後2時過ぎ、小林修弁護士から「本日、最高裁から書面が届き鳥居裁判は上告棄却・不受理の決定が出され高裁判決が確定しました」と連絡が入りました。

最近の最高裁判決は、不当判決が続出しており不安が募っていただけに、「勝てたんだ、本当に勝利判決が確定したのだ」と頬を抓って見た。

「いてえっ、こりゃあ本物だ！」

その後は、メールや携帯でお世話になった団体、労組、個人の思いつく限り「勝利確定のお知らせとお礼」の連絡……。一息ついたのが、夕方6時頃、今度は携帯、メール、電話で、「おめでとう！よかったねえ」の祝福に再興奮！！



鳥居建仁先生(右より2人目) 2012年10月26日

2 上告受理申し立てについて

本件申し立て理由によれば、本件は、民事訴訟法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年2月26日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鈴 村 稔 ㊞

地公災基金が「原告の時間外勤務は勝手にやったボランティアであり職務命令によるものではない」とする主張が退けられた判決が確定したのです。そうです！教職員の業務の特殊性から、部活動後の教材研究、校務分掌などに費やした業務は

社会通念上業務として包括的職務命令によるものと認められるという判決が確定したのです。これが嬉しい！

今尚、教育現場では多忙化による過酷で過重な負担が強いられての過労死、精神疾患による長期休業が余儀なくされるなど厳しい実態があります。この判決が過酷な教育環境の改善につなげる糧になればと心から思います。

そこに繋がる闘いであったからこそ地裁で33,000筆、高裁で22,000筆、最高裁で23,000筆の署名と、185人の上申書、630団体署名が結集できたのだと胸にこみ上げてきます。この勝利確定は、愛知健康センター、名古屋過労死家族の会、国民救援会、愛知争議団、愛労連など多くの皆様のご支援の賜物です。本当にありがとうございました。



届いた調書(決定)には、

裁判官全員一致で、次の通り決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告として受理しない。
- 3 上告費用及び申し立て費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備、食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

「粘っていれば道は開ける」

名古屋過労死を考える家族の会の総会

代表 鈴木 美穂

2月7日（土）労働会館本館3階会議室で、2014年度名古屋過労死を考える家族の会の総会を開催しました。現在50名近い会員・賛助会員がいますが、総会への参加者は半分の25名でした。

水野幹男弁護士から、挨拶と家族の会の発足当時の歴史を話していただきました。先生は、「過労死防止法の成立はしたけれども、引き続き闘いは続く」が、「粘っていれば道は開ける」と話されました。

議長は杉林和子さん、書記には内野博子さんが選出されました。

活動報告は、私・鈴木美穂、会計報告は藤田睦美さんが行いました。以前から「会計監査を置いた方がよい」という意見が有り、健康センターにお願いしたところ、後日大家信義さんが推薦されました。また、会をお手伝い下さる方が必要と言う事から、原田美和さんと伊佐間佳子さんに引き受けて頂きました。裁判などが解決した人の中で任期を決めて、2～3年ずつ担当したらという意見も出ました。今後の検討課題と思います。

今回、1989年2月に発足した家族の会の申し合わせ書を示し、2年前から検討してきた会費を、元の金額に戻す事を確認しました。来年度からは月額300円、年間3,600円の会費になりました。現在の会費2,000円の内訳は、全国過労死を考える家族の会に1,000円納入し、残りの1,000円とカンパで愛知の活動を運営して来ました。しかしここ数年、東京への動員回数も人数も増え、予算が逼迫。早く防止法が成立しないものかと思っていましたが、成立したらまた次の段階が有るようです。

過労死防止全国センターや、防止学会への入会呼びかけが来ています。全て個人での入会なのですが、それでは大変なので会からお願いしたいと思

います。

連絡方法については、一斉メール送信の検討が提案されました。

また、3月30日に判決を迎える市バス運転士山田裁判では、運転士の父親の勇さんから、「判決を心待ちにしている」、との発言がありました。

当日はこの事件の取材を続けてきたテレビ局が来ます。その他のテレビ局の取材も予想されます。多くの皆様のご参加をお願い致します。

伊佐間佳子さんからは、2014年11月の厚生労働省での交渉状況や、感想を述べていただきました。原田美和さんからは2014年、損害賠償請求裁判の報告と、カンパを頂きました。また、2015年に、被告企業と和解された岩田さんも参加されました。和解内容の素晴らしさが報告されました。また、賛助会員の宮崎脩一さんからアンケートの依頼があり、鈴木明男さんから“健康センターの歌”の募集の話があり、「つらい中から明るい光を！」と、励ましの言葉を頂きました。

2部はランチも兼ねて、おでんとノンアルコールビールで懇談しました。差し入れも有り、普段会えない方にも会えて、楽しいひと時でした。子供さんが小さい方は習い事が有って参加出来ないという意見も出て、この会の開催のむずかしさを感じた会でした。



家族の会総会の一コマ

杉山事務所 不当解雇事件

喜久山さん 勝利的和解

事務局員 吉川 正春

喜久山アコさんは、2009年8月に（有）リーガルコーポレーション（以後リーガル）に採用され、勤務初日から名古屋の杉山事務所に出向し働いていましたが、過酷な労働環境で病気を発症し2012年2月から休職しました。

3ヶ月後に復職を申し出た際に、杉山事務所から「完治し再発のおそれなし」という理不尽な診断書の提出を求められました。杉山事務所とリーガルは、喜久山さんの健康状態に問題がないと判断されると、経営難を理由に杉山事務所への復職を拒み、2013年1月4日にはリーガル大阪本社への転勤命令が出されました。喜久山さんは、業務命令違反とされることを避けるために、異議を留めながらも大阪本社へ同年1月15日から9月30日まで約9ヶ月間、毎日新幹線通勤を続けました。朝6時20分に自宅を出てという長時間長距離通勤、争議の対立当事者である使用者のいる職場へ一人で出勤する。喜久山さんの何としても復職を実現するのだという強くぶれない気持ち、そして、東海地域法律関連労働組合（東海法労）の仲間の応援があったから続けることができたのではないのでしょうか。

2013年3月28日、名古屋地方裁判所に「地位確認」と慰謝料を求める裁判を起こしました。2013年9月、リーガルは「事業を停止する」からと喜久山さんを解雇しました。しかし、リーガルは別会社を作り喜久山さん以外の社員を再雇用しました。杉山事務所は当事者責任を放棄し、裁判の引き延ばしを続けてきましたが、裁判所の和解勧告を受け入れ、和解になりました。

和解の内容は

杉山事務所等が連帯して解決金を支払うという条項の他にいくつかありますが、概略はこれまで杉山事務所が喜久山さんや労働組合に対して行ってきた不誠実・理不尽な対応を反省し、改めると約束しました。今後は杉山事務所等で働く労働者に対して、法律をきちんと守り、不

当な扱いはしないと約束させ、評価しています。

支援する運動

- ・東海法労あげての闘い、さらには全国の法律関連業種労働組合と連携しての支援活動が続けられました。
- ・杉山事務所名古屋事務所前での毎月2回の宣伝行動は1年2ヶ月続け、29回となりました。
- ・みんなの要求みんなで実現をスローガンに、地域の労働組合や争議をたたかう個人・民主団体などが参加する「栄総行動」に参加しました。杉山事務所名古屋事務所は栄総行動の要請に対し誠実に応じようとせず、警察を呼ぶという事態まで発生しました。警察は私たちの正当な要請行動に対し何らの介入もせず、逆に杉山事務所に話合いで解決するよう求めて引き上げました。
- ・労働組合や民主団体への支援要請オルグや裁判支援の闘い（傍聴・署名・ハガキ要請）が広がりました。
- ・インターネット上での事件支援の訴えに対し、支援のつながりが広がりました。杉山事務所本体の広告ページよりも事件のページが目立つようになるまでに押し上げていただきました。

喜久山さんからのメッセージ

1. 決着がついたことの感想

労働者使い捨ての前例を残すなんてことをしては、私の人生の汚点になると思って始め



和解後、弁護士・支援者たちと記念撮影

た闘いです。自分の良心に恥じない争議の終わりをみなさまのご支援で勝ち取ることができました。

2. 労組へのひとこと

労働組合結成以来、初めての争議を勝利解決で終えることができて本当に良かったです。仕事柄「裁判」は詳しい面々ですが、法廷外の運動は未経験で、苦労をおかけしました。これからも、働く仲間のためにがんばりましょう。

3. すべての支援いただいたみなさんへ

この争議を通じて多くの方とつながることができました。みなさまからいただいたご支援は人生の宝物となりました。

「法律関係の事務所でそんな！」と幾人からも言われました。実はこの業界、もっとひどい実態があります。必死に耐えて働いている声が毎年届きます。もし、また争議がありましたら、ご支援よろしくおねがいします。

梅村裁判

再発防止を明確にした、次につながる勝利和解

愛知争議団 植木 日出男

2月11日に労働会館東館ホールにて、「南医療生協・梅村裁判勝利報告集会」が行われました。

2010年7月に「民主的医療機関」という看板をかかげて宣伝をしている南医療生協を相手に提訴してから、和解するまで4年5ヶ月にわたる闘いでした。

当初から、「民主的医療機関」が不当労働行為をするはずはないという思い込み等から、困難な闘いの連続でしたが、地道に小集会やいろいろな集会で労働実態を訴え続ける中で支援する会会員は800名になり、署名も1万8千筆を超えました。

裁判でも、きちんと集めた資料を整理して提出した証拠は、十分に労災を認めさせる内容になっていました。

その結果、2014年の証人尋問を終えた日に、被告から和解協議の申し出があり、それから7回の和解協議を重ねて和解となりました。

当初の和解協議では、南医療生協からは「安全配慮に不十分な面があった」「重く受け止める」という和解案しか出してきませんでした。また裁判官も、南医療生協を「説得することはかなり難しい」「『重く受け止める』という言葉と和解金支払いがあれば、それは謝罪と同じことです」と梅村さんに妥協を迫っていました。

しかし、和解協議の間も運動を弱めることな

く支援の輪を広げ、署名や要請ハガキを取り組む中で、裁判官対して謝罪と再発防止の内容の必要性を説得しました。

その結果、「被告は、うつ病発症が業務起因であり、労災認定された事実を真摯に受け止める」「原告のうつ病の発症について、被告に安全配慮義務違反があったことを認め、謝罪するとともに、その後のうつ病の遷延についても配慮に不十分な面があったことを認め、その責任について重く受け止める」「被告は原告に対し、本和解の趣旨を職員に説明するとともに、労災の再発を防止するために、安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握およびメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束する」という和解が成立したのです。

また、南医療生協が一番避けたがっていた南医療生協機関紙への裁判報告も、結果的には『健康の友』2月号の「理事会だより」欄に「本件訴訟が和解により終了したことを承認した事実を掲載する」という合意書を、裁判所で取り交わしました。

しかし、この合意書を生かしていくのは今南医療生協で働いている職員です。この合意書の成果を生かして働く者の健康を守る力にしてもらいたいと思います。この争議の本当の意義はそこにあると思います。

生きるための仕事でいのちを奪われた

元原告 岩田 真由美

東海地区を中心にチェーン展開する宅配ピザの会社でゼネラルマネージャーとして 16 店舗を管理する仕事をしていた夫は、2012 年 5 月、管轄店舗間を車で移動中に体に異変を感じ、急遽停めた飲食店の駐車場でそのまま帰らぬ人となりました。死因は致死性不整脈でした。まだ 33 歳でした。

当時私は妊娠 3 ヶ月で、母子手帳をもらい、やっと妊娠した喜びを分かち合った日からわずか 4 日後の出来事でした。

店舗の営業時間は 11 時～23 時です。一店舗に一店長というスタイルのため、この会社は夫に限らず誰もが 1 日 12 時間～13 時間に及ぶ長時間労働が、当たり前前の状況でした。

亡くなる前 1 か月の時間外労働時間は、102 時間 41 分でした。それ以前に遡っても、ほとんどの月が 100 時間を超え、多い月では 140 時間を超えました。

複数店舗の管理業務を行う一方で、店長の休日確保のため、自らが代理店長として丸一日店舗に入ることもしばしばで、そのような日は一店舗の店長として働きながら、各店舗のマネージメントも同時にこなしていました。

「今日は忙しくて、トイレも行く時間が無かった」「今日は、昼食の時間以外一度も椅子に座れなかった」

夫は帰宅後に、私に何度もそう言いました。

初めは生きるために毎日必死で働いていた夫が、その“生きるための仕事”に殺されたという現実を受け入れたくないという気持ちがありましたが、夫が長年に渡って過労状態にあったことは明らかでした。

その後、労災を申請しましたが、話を持ちかけてくれたのは会社の方でした。ところが実際は事務的な対応のみで、謝罪の言葉などは一切ありませんでした。同年 10 月に労災が認められましたが、それでも会社からの謝罪はなく、夫の死がわずか 5 ヶ月足らずで片付けられよう

としていると感じました。

毎日命を削りながら過酷な労働に耐え、必死に働いてきた夫の姿を一番身近で見て来た私は夫の命の重みを、私達家族の苦しみを訴えずにはいられませんでした。

2013 年 11 月、会社と社長を相手に、損害賠償請求と未払い残業代請求の訴訟を起こしました。

当初、会社側は、本人が蓄積した疲労を解消する努力を行っていなかったなどと、本人の過失を主張しました。また、残業代請求に関しても、定額の残業代が役職給に含まれて支給されていたため、未払い分は存在しないと主張していました。しかし、最終的には、和解金の支払いに加え、「安全配慮義務を尽くさなかったことにより、長時間労働に起因して死に至らせ、深い悲しみと精神的苦痛を与えていることについて真摯に謝罪し、同種事案の再発を防止することを約束する」「有能な社員として真面目に働き、会社に貢献してきたことを認め、深く哀悼の意を表す」として 2015 年 1 月、会社側と和解に至りました。未払い残業代についてもこちら側の主張をおおよそ認める形で合意しました。

私の裁判は終了しましたが、今後過労死で引き裂かれる家族がいなくなる世の中になることを願うばかりです。



岩田さん(右から3人目)と弁護団・支援者たち

発達障害の話（2）

精神科医 古水 克明

「発達障害」のお話の続きです。今回、ちょっと専門的で分かりにくい説明になってしまいかも知れませんが、ご勘弁下さい。

「発達障害」は1%程度と推測

前回、「発達障害」というのは、赤ん坊から大人へと成長していく脳の発達の過程に、独特のかたよりが生じて、その結果として、多くの人が意識せずにできることができなかったり、あるいは苦手だったりして（場合によっては、逆に、たいていの人ができないような驚くべき能力を発揮する場合があります）、社会生活上、本人もまわりも苦勞をする、そんな疾患（疾患と言うべきか、という問題もあるのです、これは後で説明します）であると書かせていただきました。

精神科医がよく使う、メンタル疾患の診断基準に、DSMというのがあります。その、DSMの最新版には、「自閉症スペクトラム障害」という項目があります。

この「自閉症スペクトラム障害」が、いわゆる「発達障害」の代表的なものなのですが、では、この「自閉症スペクトラム障害」に分類される人が、どれくらいいるかというと、諸説ありますが、おおよそ、人口の1%程度はいるだろうと、推測されています。つまり、100人に1人くらいということです。

それでは、「自閉症スペクトラム障害」とはどんな症状、状態なのでしょう？

ちなみに、「自閉症」という言葉から、「引きこもり」を連想する方もいらっしゃるのではないのでしょうか？ しかし、この二つはまったくの別物ですので、ご注意下さい。

3つの障害

「自閉症スペクトラム障害」の方の症状のもっとも根本的な特徴は、「社会性」「コミュニケーション」「イマジネーション」の三つに障害が生じることです。



まず、「社会性の障害」とはということかという、対人関係を作る、まわりに合わせていく、そういうところがうまくできません。そも

そも、関心の範疇も、「人」より「物」にあり、子供の場合、みんなと遊ぶより、物をあつめたり、並べたりと言うことを好みます。本人の中の、決まったパターンにこだわりがあり、行動もいつもの順序から外れるのをいやがり、急な変化に対してすごく抵抗することが多いです。

「コミュニケーションの障害」についていうと、いちばん分かりやすいのは、子供の場合では言葉の遅れですが、言葉の遅れがなくても、使い方にぎこちなさが生じます。また、「たとえ」が理解できず、言葉を文字通りそのままに受け取ってしまうということもよくあります。発達障害のある人に「まずは、目の前のことに集中しなさい」といったところ、「そんなことを言われても、目の前にはなにもありませんが…」と反論されたという話があります。「目の前」という言葉を文字通りにうけとっているのです。

「イマジネーションの障害」は、これも子供の場合でいうと、「ごっこ遊び」ができない、ということになります。ママゴトなどでは、お母さん役、お父さん役と、役を演じるのですが、それが難しい。よく「相手の立場に立って物を考えなさい」などと私たちは言いますが、自分以外の誰かになるということ、それが「自閉症スペクトラム障害」の人には難しいのです。

以上の三つの特徴に加え、「自閉症スペクトラム障害」の人は、「感覚の過敏さ」に悩まされることが多いです。例えば、音に関し

と言うと、私たちの生活している環境は、完全に無音ということはありません、常に何かの音がしているはず。夜、家で家族と団らんをしていれば、多分そこでは、TVから流れる音、家族のしゃべり声、エアコンの音、窓の外を通る車の音、あるいは台所で水を流す音、さまざま音が同時に聞こえているのですが、私たちは、そのなかで、聞き取るべきことは聞き取り、聞き流すことは雑音として聞き流しています。これは、意識してやってはいません。たいていの人にとって、それは自然に身についた、何の努力もいらないことなのですが、発達障害のある人は、これが苦手なことが多いです。全部聞こえてしまうのです。その結果、耐えられず神経が苛立ってしまう。逆に、その中に埋没して、聞き取るべきことが聞こえない…。

これらの特徴は、小さい頃から現れます。(逆に言うと、20代すぎて、それまでになかったこういう特徴が突然現れたら、それは発達障害ではないと思います)

発達障害は誤解を受けやすい

さて、発達障害の人が、では知的に低いのかというと、これはイコールで結ばれるものではなく、非常に能力的に高い人も多くいます。学校の成績は大変優秀で、頭が良い、といわれるような人でも、発達障害であることはありえるのです。問題は、能力の大きな偏りです。

その意味で、発達障害の人は、たいへん誤解を受けやすい。

例えば、髪型を変えてきた職場の同僚女性に「あっ、髪型変えたんですね。あまり似合いませんね」と言って激怒される。もちろんこんな人がすべて発達障害ということではないですが、発達障害のある人は、こういうことをやりやすい。

しかし、発達障害のある人がこういう行動をとったとき、それは悪意があつてわざとやっているわけではないのです。

これまで書いてきた、三つの障害がありますから、「「こういわれたら、相手がどう思うか、相手の立場に立って考えること」が難しい。「似合いませんね」という発言も、自分がそう思ったから正直にそう言ったのにすぎないわけです。悪意も何もない、ただの感想です。悪意がないどころか、本人としては、同僚とコミュニケーションをとろうとして、好意をもって話しかけた可能性さえあるのです。怒られてしまった本人としては、なぜ相手が怒っているのかもわからず、せっかく話しかけたのに、怒り出すなんて、なんてひどい人だろう、と逆に被害的になってしまうこともままあります。

では、いったい、本人とまわりはどうしたらいいのか？

また次回になってしまいました。

書籍紹介

「ハンドブック 働くもののメンタルヘルス」

いっこうに減ることのない働くもののメンタルヘルスについて、精神疾患の新知識や、予防、治療、職場復帰の仕方、職場でメンタルヘルス対策に必要な内容が網羅してあります。

また、相談を受ける人のメンタルヘルスや大災害時のメンタルヘルスの取り組みなど、新しい状況にあわせた書籍です。

「健康で働き続けられる職場づくり」の一助となることをめざして、職場・労組の労働安全衛生活動の担当者、労安活動家、労働相談担当者の方には必読の書です。



1, 600円 (会員特別価格)

発行 旬報社

地下鉄名港線 六番町駅のアスベスト 飛散事故 撤去工事の再開で慎重な対応を要望

アスベスト対策愛知連絡会 事務局長 鈴木 明男



2013年12月、名古屋市営地下鉄の名港線六番町駅で行われた工事で、アスベストが大量飛散した事故について対策を話し合う検討会が、2月9日（月）に交通局で開かれました。

専門家が2014年末に行った現地調査結果により「アスベストはコンコースからホームに流れたと考えられる」と指摘しました。交通局は近くコンピューターによるシミュレーションを行い、駅の利用者などへの健康影響を検討することにしています。

この事故は、アスベストの除去工事中毒性の強いアスベスト（クロシドライト＝青石綿）が大量に駅構内に飛散したものです。

交通局は、「工事業者の報告によれば、飛散防止剤（湿潤化剤）を適正使用量の20%以下しか使用していなかった」と、アスベストの飛散防止対策を十分にしないまま工事を行ったことが、主な原因としています。

検討会は、アスベストの除去工事についての専門家による、事故の原因を究明するために同気象条件の12月に行った、電車の通過時などの風量や風向の測定結果の解析に基いて話あいました。

駅では地上の出入口からコンコースを経てホームへという流れがあり、コンコース近くの機械室から飛散したアスベストは、外からの空気と混ざりながらホームに流れたことが考えられると指摘しました。また、駅勤務員の専用トイレの換気口から地上への排出も想定されました。

指摘を踏まえ、名古屋市はアスベスト飛散について、近くコンピューターによるシミュレーションを行い、駅の利用者（当日利用者12,000人）などへの健康被害を調査することになっています。

議論の後、元鹿島建設（株）でアスベスト除去対策をしてきた姫野氏から「アスベストの流出について」と題した講演を聞きました。

得られたデータから、原因については、負

圧除塵装置の未整備、飛散防止剤（湿潤化剤）の使用量不足と断定されました。さらに1リットルあたり700本もの大量の繊維量は環境基準の7000倍以上で、このような飛散量は前代未聞だと驚きを表明しました。さらに飛散が確認された後5時間も負圧除塵装置を止めなかったのは人的ミスである。即刻現場作業の中止が原則と指摘されました。

飛散事故から1年2ヶ月後の2月7日からアスベストの除去作業が再開されました。着工に先だって2月6日に、本件の検討会議を提言した名古屋労災職業病研究会とNPO愛知康センターの代表が、市交通局から招かれ、前田営繕課長らから工事説明を受けました。報告によれば工期は3週間程度で終電から始発までの、利用客のいない深夜の時間帯に行われること。前回の施行業者とは一旦契約解除した上で改めて、同業者と契約をしたことなどが報告されました。

また、この説明会の前々日に名労職研と健康センター、それに愛知県保険医協会の三者から飛散対策など事前の要請書を提出し、万全の飛散対応策などを求めました。



いよいよ、地下鉄東山線で

可動式ホーム柵設置の工事が始まります

愛知県視覚障害者協会 会長 梅尾 朱美

ホーム柵の実現を求めて運動を続けてきた者の一人として、感慨深いものがあります。数年前、桜通線全駅に可動式ホーム柵が設置された時も感動しましたが、この路線は新設路線であり、当初からホーム柵設置を前提に作られていましたので、正直なところ今回ほど深い思いはありませんでした。

しかし東山線は違います。

私たちはこれまでホーム柵設置を求めて名古屋市交通局と何度となく話し合いを重ねてきました。そのなかでまずいわれるのが費用の問題なのはいうまでもありませんが、それ以外にも必ず出される課題がありました。その主なものは次の3点です。①ホームが柵の重さに耐えられるか。②柵を設置するスペースがあるか。③ラッシュ時の乗降客がさばけるか。

東山線は名古屋の地下鉄のなかでも最も古いため、ホームの強度不足の懸念は拭えません。またホームが狭いことも周知の事実です。しかも最も利用者の多い路線です。

したがって私たちは東山線が最も困難な路線であり、最後まで残されるのではないかと心配していました。その東山線に31億円の予算が通ったことが新聞報道されました。いよいよ工事が始まるというのですから、本当にうれしかぎりです。2020年度には名城線、名港線にも設置される予定ですので、さらに安全になります。

しかし全国的な流れからいっても、公営の路線でのホーム柵実現は運動の成果としては第一歩に過ぎないといわざるをえません。したがってこれからが本番だと思っています。なぜならこの地方では新幹線名古屋駅とあおなみ線を除き民間の路線

にホーム柵が設置されている駅は一つもないからです。しかも民間鉄道のホームは地下鉄に比べてもはるかに危険度が高いのです。ですからこれらのホームに柵が付かなければ、運動の意味は半減するといわざるを得ないと思うのです。

とはいえ、私は今この地方で大きな動きを作り出す気運が生まれつつあることを実感しています。なぜなら私たちの運動に愛知健康センターのみなさんが加わり、大きな力を発揮してくださっているからです。

私たち視覚障害者にとってホームの危険は命の問題ですので、全国各地でホーム柵設置を求める運動が続けられています。しかし私の知る限り、障害者以外の団体が日常的にこの運動に加わっている例はないはずです。その意味で愛知の運動は画期的であり、画期的な運動には必ず成果がついて来る。私はそう確信しています。

これまでは街頭宣伝を中心に、各鉄道会社に要請はがきを届ける活動をしてきましたが、そろそろ新しい方法を検討すべき時期がきているのではないかと思っているところです。

ホームで命を落とす人がなくなる日を目指して、ともにがんばりましょう！



柱にホーム柵の設置を知らせるポスターが貼られている。

全日本建設交運一般労働組合 愛知学童保育支部の取り組み

市川 建史

留守家庭の小学生を預かる場が学童保育です。学童保育に通う子どもたちが楽しく安全にすごすためには、そこで働く指導員が健康であることが大切です。しかし、学童保育の現場には多くの問題があります。少人数職場のため1人ひとりの責任が重い、子どもの対応で腰や背中を痛める、夜の会議が多く生活が不安定、施設が不十分なため（冷たい床、暗い照明・音がこもるなど）体への負荷がある……などの実態があり、心身の問題を理由に退職や休職をする指導員がこれまで多くいました。建交労愛知学童保育支部では、仲間が健康を維持し、健やかに働き続けるために様々な取り組みを行っています。

まずは健康診断の取り組みです。ほとんどの事業所では年1回の健康診断が保障されていますが、中には規定がなかったり受診を忘れていたりというケースもあります。各事業所で常勤・非常勤を問わず受診できるよう、また組合員が健康診断の必要性を自覚し自ら受診していくよう組合の機関紙などで呼びかけています。また医療機関や他事業と連携して、特別健康診断を実施しています。特別健康診断では問診や体力テストを通して、学童保育指導員に特有な頸肩腕症候群などの症状がないか把握し予防に繋がっています。

健康診断実施後は、組合で健康アンケートを行い受診状況の把握をしています。健康診断を受診したかどうか、休暇や休憩は取れているか、残業や夜の会議はどれくらいあるかなど様々な項目を聞いています。携帯電話・スマホなどの普及により、プライベートの時間に仕事の連絡があり、それがストレスになっている実態があることも健康アンケートを通じて知ることが出来ました。

学童保育では勤務中の怪我也多くありますが、労災の申請が進んでいない実態もあります。組合員が労災について正しく制度を活用できるよう、学習資料を作成し会議の中で読みあわせるなど組合員に周知する活動も行っています。組合の機関会議では、話し合いの間にストレッチを実施したり簡単な健康方法を紹介したりする活動も行っています。

健康に働き続けるために、1人ひとりが日頃から健康に気をつけることは勿論ですが、職場の環境や労働条件が整うということも大事な要因となります。学童保育が安定して働くことが出来る職場であり続けるよう、労働組合として行政・運営体・関係機関などと連携・共同し取り組んでいきたいと考えています。

学童保育は保護者の保育に欠ける児童の安全を守る場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援・健全育成を実践する場でもある。特に保育所を利用していた家庭にとっては子どもが卒園して小学校に入学しても保護者が安心して就労・介護・病気治療等を継続する上で不可欠の制度であり、また母親等が小学校入学を機に職場復帰を希望するケースも多いため、地域によっては申請が殺到して待機児童が生じるほど需要が高い。

（事務局員 吉川正春）

原田美和さんが愛知健康センターを訪れる

夫をパワハラ自死され、損害賠償請求裁判を起こしていた原田美和さんは、勝利的和解をしました。2月16日、裁判を支援していた愛知健康センターの事務所に訪れ裁判支援のお礼を述べました。事務局は原田さんから、謝礼のカンパを頂きました。



カンパを手渡す原田美和さん

豊通損害賠償請求裁判を支援する会を結成しました 入会をお願いします

会長 鈴木 利往

この裁判は、大阪豊通鉄鋼販売から親会社・豊田通商名古屋本社へ逆出向し、名古屋市内で単身赴任勤務をしていたＹさんが過労自死した案件です。

妻Ｍさんは、夫Ｙさんの過労自死の原因は、うつ病だった被災者に適切な配慮をしない無理な転勤を勧められ病気を悪化したことが原因として、豊田通商と豊通鉄鋼を相手に賠償を求め、2014年6月4日名古屋地方裁判所に提訴しました。

2015年2月9日、名古屋地裁201号法廷にて第4回進行協議が開かれました。一刻も早く「支援する会」を設立し、支援が望まれていました。

2月22日、愛知健康センター事務局員担当者3名が中心となり、「豊通損害賠償請求裁判支援する会」が設立されました。

会員各位におかれましては諸事情をご理解の上、是非ご入会・ご支援をお願い致します。

事務局は愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

電話 052-883-6966

いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします

裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。
公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

鳥居裁判-最高裁

豊橋市中学教員 学園祭中に倒れ、公災認定請求
最高裁勝利 被告の上告棄却・不受理
(高裁勝訴判決が確定)

県信用組合鈴木裁判-最高裁

労災 地裁判決確定 敗訴
損害賠償 高裁判決・地裁判決維持
(安全配慮義務違反認める) 被告上告

新日鉄住金名古屋人権裁判-名古屋高裁

労働者の労災付加給付、差別の改善を求めた裁判
2月27日(金)15:00鳴海障がい者裁判判決10階法廷
3月13日(金)11:30手塚思想差別裁判弁論10階法廷

足場材会社 過労死損害賠償請求裁判-名古屋地裁

3月11日(水)15:10 名古屋高裁 和解協議
3月12日(木)10:00 名古屋地裁岡崎支部

市バス運転士山田裁判-名古屋地裁

職場のパワハラで自死、公災認定請求
3月30日(月) 判決 12:30 集合

高比良裁判-名古屋地裁

デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償請求
3月31日(火) 10:00 弁論 11階法廷

豊田通商損害賠償請求裁判-名古屋地裁

身体障害1級 転勤悩み自死
3月31日(月)14:00 進行協議 201法廷

岐阜市役所伊藤裁判-岐阜地裁

上司のパワハラによる自死 公災認定請求
4月9日(木)10:00 弁論 岐阜地裁3階法廷

岡崎商業高校風岡裁判-名古屋地裁

長時間過密労働で死亡 公務外取り消し請求
4月15日(水)14:00 弁論 11階法廷

三輪過労死裁判-名古屋地裁

テ・エス・シー 長時間過密労働死 労災認定請求
4月16日(木)10:30 弁論 11階法廷

吉田裁判-名古屋地裁

アイシン 腱鞘炎で労災認定請求、解雇損賠請求
4月16日(木)13:10 判決

青果会社パワハラ自死裁判-名古屋地裁

パワハラを認め労災認定、損害賠償請求
4月21日(火) 13:10 弁論 11階法廷

パワハラ自死裁判-名古屋地裁

寺井土木取締役、パワハラで自死 労災認定請求
4月23日(木)10:30 争点整理 2階法廷

※弁論は法廷 争点整理と進行協議は2階法廷



6年の歳月で変わった私、そしてこれからの私

原田 美和

もう、6年の歳月が過ぎてしまいました。
突然夫を失ってから…。

私の夫は早朝、とても淋しい場所で首を吊った状態で発見されました。52歳でした。私は、夫を助けられませんでした。今でも家を出る最後の後ろ姿が忘れられません。あの時引き止めていたなら…。その日以来、悔しくて、悲しくて、辛くて、苦しかったです。現実から逃げ出したくなる日々がありました。真っ暗なトンネルの中に取り残された様でした。

夫を自殺に追い込み、私達家族を悲しみのどん底に突き落としたのは、勤務先社長井上勝徳です。日常的にパワハラを行っていました。ワンマンなため従業員が居着かず、夫が入社してからもどんどん辞めていったそうです。少ない人数で、十分な引き継ぎも受けていない素人同然の新入社員達で、一人で幾つもの作業をやるのだから、ミスが多発するのも無理がない話です。社長は改善策を講じないまま、ミスを責める一方でした。殴る、蹴るといった暴行、人格否定、命を脅かすかの暴言を繰り返していました。

夫の様子に気付き、とにかく会社を辞めさせなければと説得してきましたが、結果的に救う事ができませんでした。

私には強引さが足りませんでした。そんな私は、生きて行く価値があるのか？と考えました。子供たちにも悲しい思いをさせてしまった…最低な人間。眠れない日々、夜明けで外が白くなるとまた、涙が出る、もう前を向けない、どうして私は、息をしているのだろうか？など消えて無くなりたい心境でした。

塞ぎこむ私に、妹がこう言いました。『お姉ちゃん、このままでいいの？孝幸さんは人生、踏みにじられたままで可哀想じゃないの？』この問いかけに目が覚めました。これをきっかけに、私は夫の名誉回復のため動き出しました。社長には、夫の命の責

任を追及しキッチリと落とし前つけてもらわなければ、夫に胸をはって会えないと考えました。

一大決心をして、いざ出陣です。何人もの弁護士に相談しましたが、過労死問題は尻込みされました。証拠、証人が少ないため困難を極めました。しかし、何かの導きでしょうか、素晴らしい弁護士達に出会うことができました。そして、悩める労働者の味方、愛知働くもののいのちと健康を守るセンターの方々、過労死で家族を失った方々の会の人達に出会えました。何とも不思議な巡り逢いであり、自分の人生が再び動き出した感覚でした。

心強い後ろ楯と共に、労災申請から労災認定裁判、更には会社と社長への損害賠償請求裁判。闘いました。労災は認定され、損害賠償請求裁判は2014年5月20日和解で決着しました。結果について色々思うところはありますが、夫の無念は晴らす事が出来たと考えたいです。

6年前の悲しい出来事から今、思うこと…

世の中には色々な命があります。亡くなって良い命は1つもないとは、良く聞きますが、身をもって思い知りました。夫を失うまでの私は、日々の時間に追われた毎日を送っておりました。

今は、人の生き様について深く考えるようになりました。私は、自分の進むべき方向に迷っています。どこへ進むべきか、何ができるのか模索しています。時間はどんどん過ぎて行くので、ちょっと焦っています。人生の成功者？たちの生き様を参考に、夫の分まで頑張って長生きして、子供たち、孫たちに嫌われるちょっと手前で、お迎えに来てもらいたいです。

夫に会ったら話したいことが沢山あります。うんざりされてしまうかも…でも、あなたの妻だから。

3月～4月の日程

月 日	時間	事 項	場 所
3月2日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
3月3日(火)	15:30	豊通損害賠償請求裁判弁護団会議	南部法律事務所
3月10日(火)	10:00	中電鈴木さん打合せ	労働会館本館4階電力センター
3月11日(水)		全国センター理事会	東京
	15:10	榊原裁判和解協議	名古屋高裁
3月12日(木)	10:00	榊原損害賠償請求裁判	名古屋地裁岡崎支部
	18:30	高木理事長と懇談会	愛知健康センター事務所
3月13日(金)	11:30	手塚裁判	名古屋地裁
3月14日(土)	13:30	全国センター主催「地方交流集会」	ぎふ長良川温泉ホテルパーク
3月15日(日)	～12:30		
	13:00	原発ゼロを永遠に！NAGOYA ACTION	白川公園
3月16日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
3月17日(火)	14:00	関岡弁護団会議	名古屋共同法律事務所
	18:30	労働安全衛生学校実行委員会	愛知健康センター事務所
3月18日(水)	13:00	大迫弁護団会議	愛知健康センター事務所
	13:20	ヒラタラ裁判	名古屋地裁
3月20日(金)	19:00	関岡事務局会議	岡崎
3月25日(水)	14:00	中電鈴木さん打合せ	労働会館本館4階電力センター
3月28日(土)	10:00	東海セミナーin岐阜	J R岐阜駅構内東側(ハートフルスクエアG中研修室)
	13:30	秘密保護法反対集会	伏見ライブプラザ
3月30日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
	12:30	市バス運転士山田公災認定請求裁判 判決	名古屋地裁
3月31日(火)	10:00	高比良裁判	名古屋地裁
	14:00	豊通損害賠償請求裁判	名古屋地裁201号法廷
4月7日(火)	18:30	過労死研究会「市バス山田判決について」	水野法律事務所
4月9日(木)	10:00	岐阜伊藤公災認定請求裁判	岐阜地裁
4月9日(木)	18:30	愛知健康センター理事会	労働会館本館2階会議室
4月11日(土)	10:00	ユニオン学校 フィールドワーク	瀬戸市
4月13日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
4月15日(水)	14:00	風岡公務外取り消し請求裁判	名古屋地裁
4月16日(木)	10:30	三輪過労死労災認定請求裁判	名古屋地裁
	13:00	アイシン吉田裁判 判決	名古屋高裁
4月21日(火)	13:10	伊佐間パワハラ自死損害賠償請求裁判	名古屋地裁
4月23日(木)	10:30	関岡パワハラ自死労災認定請求裁判	名古屋地裁
4月27日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所

目 次			
トヨタ総行動	1	鳥居裁判 最高裁勝利確定	2
名古屋過労死家族の会総会	3	喜久山さん和解	4
梅村さん和解	5	労災認定を勝ち取る 南勢ユニオン	6
岩田さん和解	7	発達障害の話 メンタル疾患の知識	8
地下鉄六番町駅アスベスト飛散事故検討会	10	地下鉄東山線ホームに可動柵	11
職場の労安	12	豊通裁判支援する会入会依頼	13
裁判の日程	14	エッセイ 6年の歳月で変わった私 原田美和	15
3～4月の日程	16	目次	16